【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2025年2月7日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　小松　幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹　優子 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型） グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)（愛称：世界のやどかり）

グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)（愛称：世界のやどかり）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。

（注2）上記を、それぞれ「毎月決算型」、「資産形成型」という場合があります。

（注3）上記の総称を「グローバル・リート・インデックスファンド」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.65%（税抜1.5%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2025年2月8日から2025年8月7日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。
大和アセットマネジメント株式会社
電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、海外のリート（不動産投資信託）に投資し、投資成果をＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表
〈グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)〉
〈グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
追加型投信	海　外	債　券	特殊型
	内　外	不動産投信	
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（除く日本）	ファミリーファンド	あり（　　）	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年2回	日本			TOPIX
不動産投信	年4回	北米			
その他資産（投資信託証券（不動産投信））	年6回（隔月）	欧州			
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア			その他（S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)）
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
	その他（　）	中南米			
		アフリカ			
		中近東（中東）			
		エマージング			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信)) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル (除く日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ( ) なし	日経225 TOPIX その他 (S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース))

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 海外のリートに投資し、投資成果をS&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用プロセス

ポートフォリオの構築にあたっては、原則としてベンチマークであるS&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の構成銘柄の全てに投資することをめざします。

ベンチマークへの連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。

◆S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

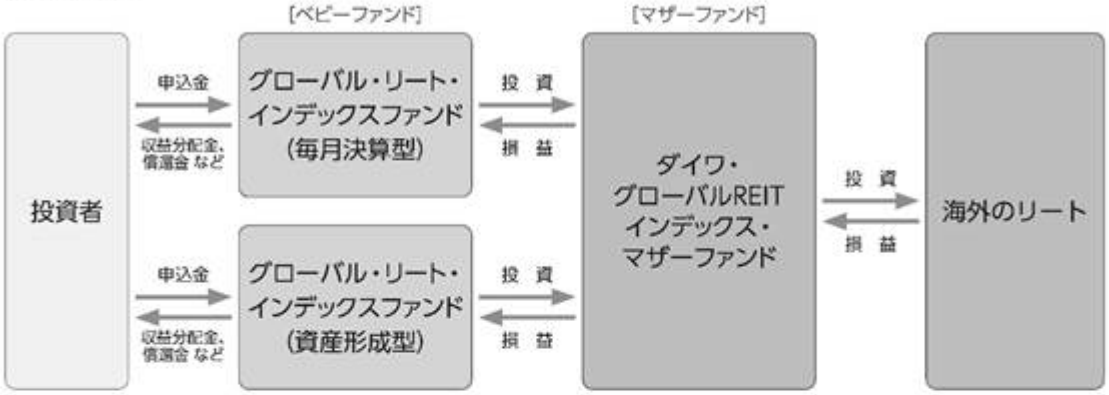

販売会社によっては「毎月決算型」または「資産形成型」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）において、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 「毎月決算型」は毎月、「資産形成型」は年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

毎月決算型

毎月14日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、2019年11月14日（休業日の場合翌営業日）までとします。

[分配方針]

❶分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

❷当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資産形成型

毎年5月14日および11月14日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、2020年5月14日（休業日の場合翌営業日）までとします。

[分配方針]

❶分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

❷原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

主な投資制限

●マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

●株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。

●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

S&P先進国REIT指数（除く日本）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担および組入銘柄にかかる配当課税等の影響
・リート売買時の約定価格と基準価額の算出に使用するリートの価格の不一致
・指数の算出に使用するリートの価格と基準価額の算出に使用するリートの価格の不一致
・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
・不動産投信指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
・ベンチマークに指数先物取引が存在しないこと
・追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理によって信託財産に現金が発生すること

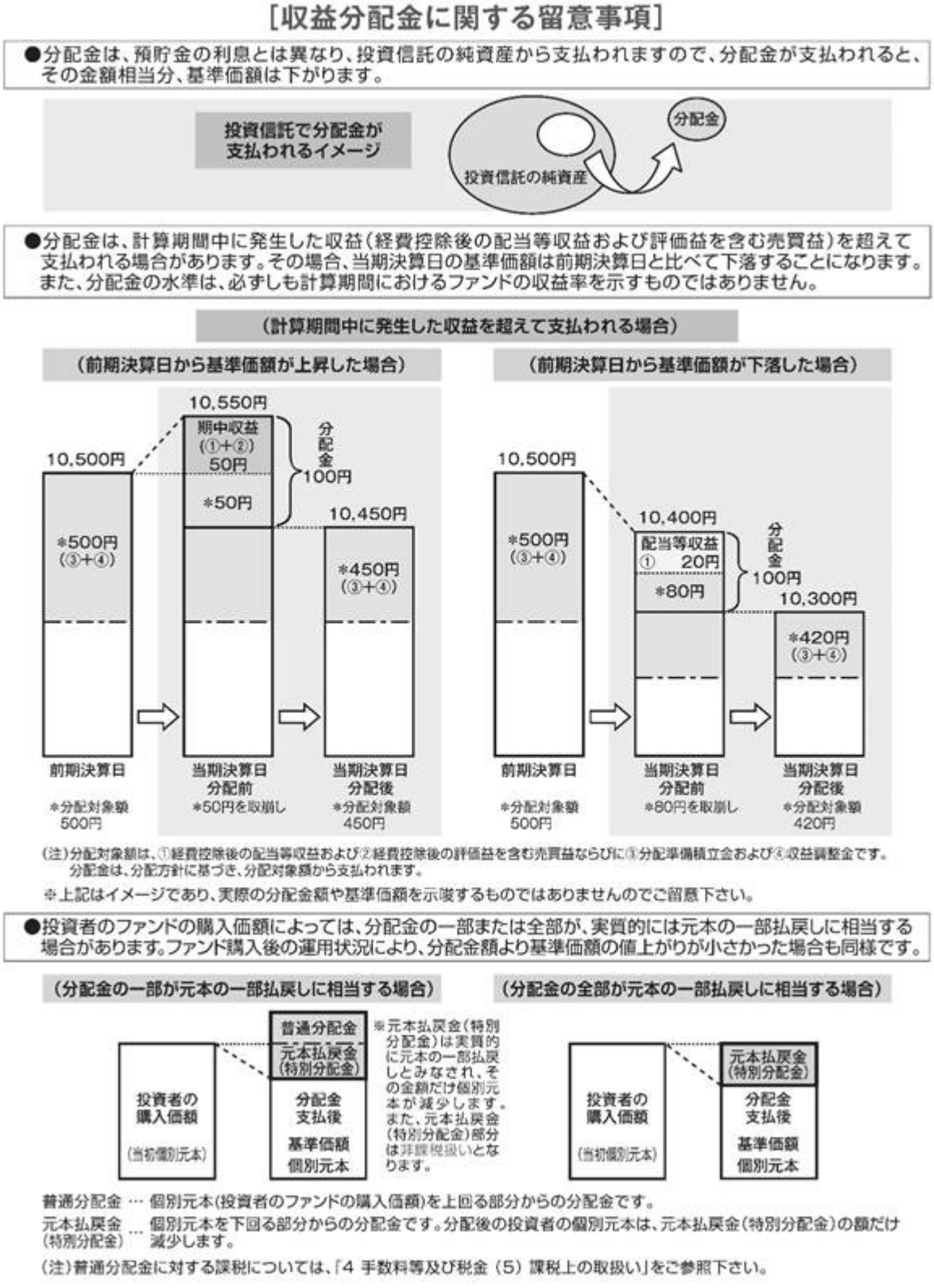

(2)【ファンドの沿革】

＜毎月決算型＞

2019年10月31日	**信託契約締結、当初自己設定、運用開始**

＜資産形成型＞

2019年10月31日	**信託契約締結、当初自己設定、運用開始**
2023年8月9日	**信託期間を無期限に変更（当初は2029年11月14日まで）**

(3)【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成　など
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　など
損益↑↓投資		
投資対象	海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券　など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2024年11月末日現在）＞

・資本金の額　414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	80.00
		株	%
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652,132	20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主要投資対象

＜各ファンド共通＞

ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

＜毎月決算型＞

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果をＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜資産形成型＞

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果をＳ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

＜各ファンド共通＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のう

ち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. **預金**
2. **指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**
3. **コール・ローン**
4. **手形割引市場において売買される手形**
5. **貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの**
6. **外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの**

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3)【運用体制】

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

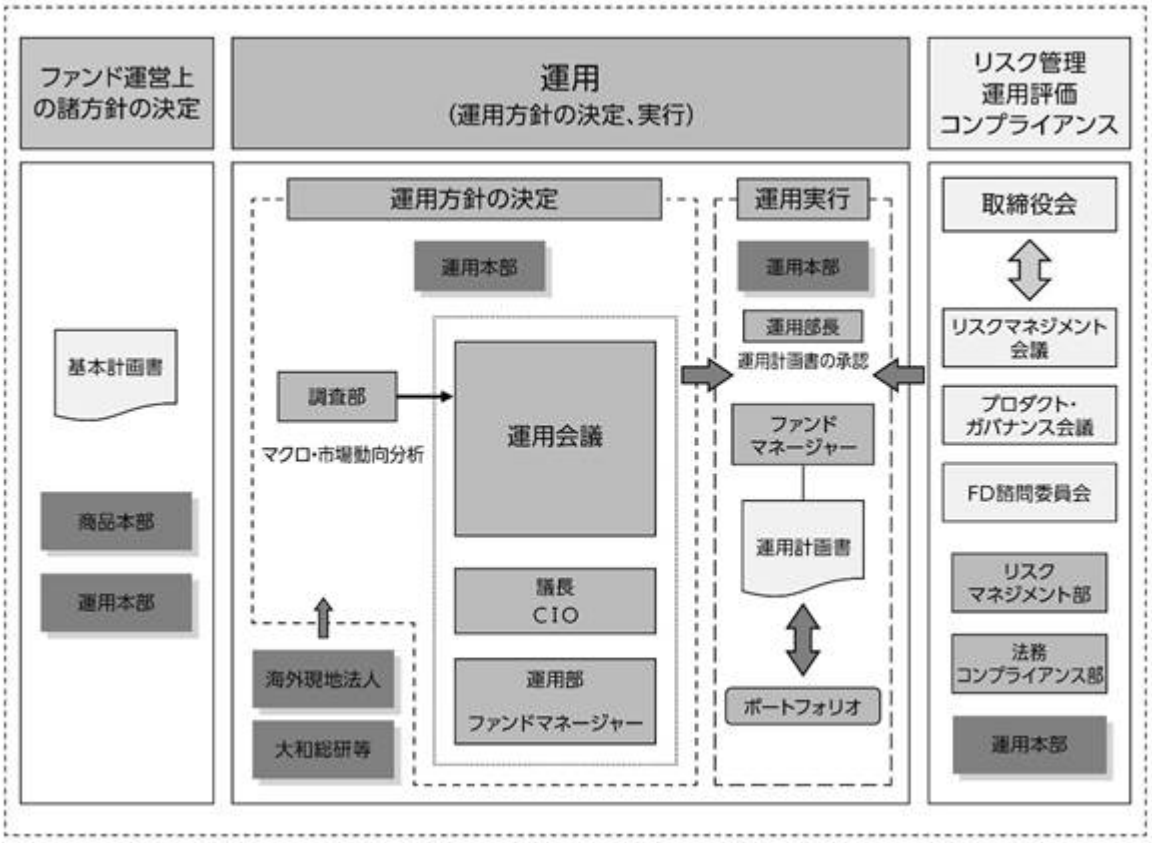

②　運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2024年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜毎月決算型＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜資産形成型＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

①　マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②　株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③　投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④　投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤　信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥　先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑦　スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩　有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑫　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬　外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑮　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞

マザーファンド（ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

①　主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

②　投資態度

イ．主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク（Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本）（円ベース）をいいます。以下同じ。）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．組入銘柄はベンチマーク構成銘柄とし、不動産投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

ハ．運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ．保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限
① 株式への直接投資は、行ないません。
② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、「投資態度」で定めた指数における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。
④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
⑤ 先物取引
委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク
イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物

資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

・その他、不動産を取巻く法制度や規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．当ファンドの基準価額は、海外のリート市場の変動の影響を大きく受けます。

ホ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

※　流動性リスクに関する事項

・　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

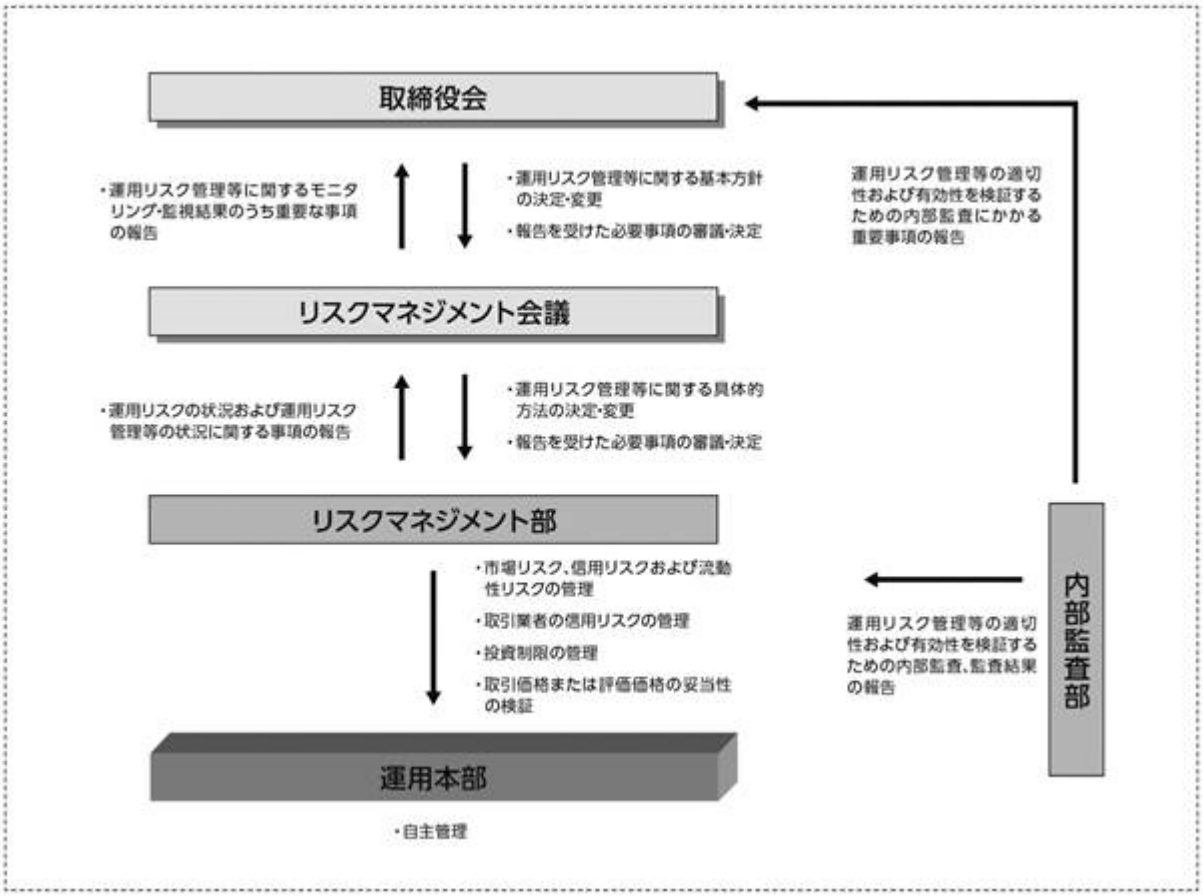

※　流動性リスクに対する管理体制

・　委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

・　取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）]

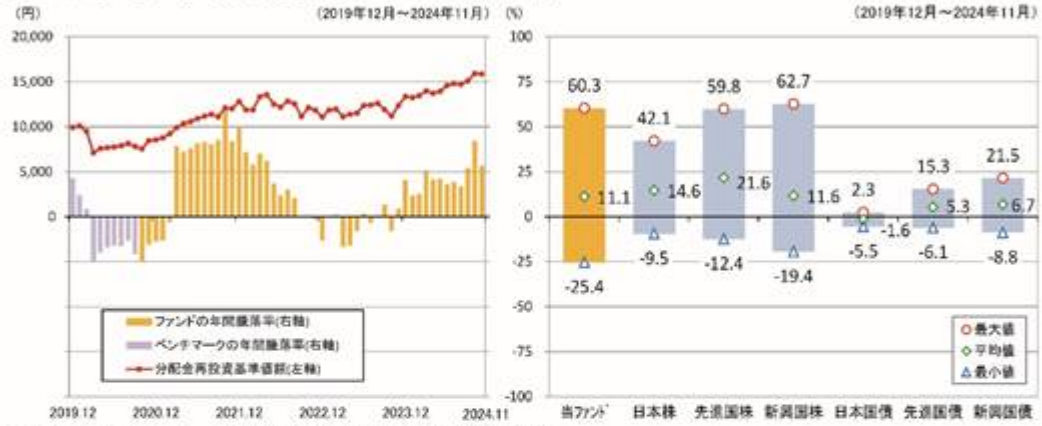

[グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）]

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について
●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。【https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html】●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.65%（税抜1.5%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。
申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.6875%（税抜0.625%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%（税抜）	年率0.35%（税抜）	年率0.025%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④　前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

①　信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。
一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にＮＩＳＡの適用対象となります。
グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）は、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）は、ＮＩＳＡの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。
※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年11月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）】

(1)【投資状況】(2024年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		986,118,884	99.99
	内 日本	986,118,884	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		67,692	0.01
純資産総額		986,186,576	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】(2024年11月29日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	232,186,406	4.2419 984,933,913	4.2471 986,118,884	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2019年11月14日)	972,788	972,788	0.9728	0.9728
第2特定期間末 (2020年5月14日)	12,754,539	12,792,370	0.6743	0.6763
第3特定期間末 (2020年11月16日)	47,697,188	47,811,496	0.8345	0.8365
第4特定期間末 (2021年5月14日)	183,160,362	183,532,744	0.9837	0.9857
第5特定期間末 (2021年11月15日)	360,483,462	361,105,020	1.1599	1.1619
第6特定期間末 (2022年5月16日)	427,701,762	428,437,248	1.1630	1.1650
第7特定期間末 (2022年11月14日)	563,248,863	564,502,512	1.1232	1.1257
第8特定期間末 (2023年5月15日)	630,805,484	632,584,243	1.0639	1.0669
第9特定期間末 (2023年11月14日)	780,059,864	782,226,636	1.0800	1.0830
2023年11月末日	820,415,466	－	1.1223	－
12月末日	900,551,717	－	1.2089	－
2024年1月末日	877,861,297	－	1.1942	－
2月末日	884,269,914	－	1.2116	－
3月末日	900,370,117	－	1.2556	－
4月末日	878,574,461	－	1.2284	－
第10特定期間末 (2024年5月14日)	896,812,655	898,954,792	1.2560	1.2590
5月末日	873,232,239	－	1.2447	－
6月末日	912,483,112	－	1.3007	－
7月末日	933,853,741	－	1.3178	－
8月末日	922,892,077	－	1.3075	－
9月末日	947,324,815	－	1.3373	－

10月末日	991,683,070	－	1.4049	－
第11特定期間末 (2024年11月14日)	986,829,266	989,302,177	1.3967	1.4002
11月末日	986,186,576	－	1.3980	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0040
第3特定期間	0.0120
第4特定期間	0.0120
第5特定期間	0.0120
第6特定期間	0.0120
第7特定期間	0.0130
第8特定期間	0.0160
第9特定期間	0.0180
第10特定期間	0.0180
第11特定期間	0.0190

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	△2.7
第2特定期間	△30.3
第3特定期間	25.5
第4特定期間	19.3
第5特定期間	19.1
第6特定期間	1.3
第7特定期間	△2.3
第8特定期間	△3.9
第9特定期間	3.2
第10特定期間	18.0
第11特定期間	12.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	0	0
第2特定期間	17,915,539	0
第3特定期間	38,263,137	24,666

第4特定期間	145,439,296	16,402,205
第5特定期間	134,722,709	10,134,752
第6特定期間	86,236,772	29,272,483
第7特定期間	156,435,611	22,719,105
第8特定期間	100,663,964	9,203,873
第9特定期間	166,402,560	37,065,041
第10特定期間	46,977,213	55,188,918
第11特定期間	29,400,740	36,900,414

(注)　当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		2,268,088,306	4.55
	内　アメリカ	2,268,088,306	4.55
投資証券		46,042,203,340	92.39
	内　ガーンジィ	73,092,290	0.15
	内　韓国	79,049,501	0.16
	内　香港	385,442,467	0.77
	内　シンガポール	1,391,681,579	2.79
	内　イスラエル	61,461,199	0.12
	内　イギリス	1,944,466,729	3.90
	内　アイルランド	12,642,690	0.03
	内　オランダ	52,168,763	0.10
	内　ベルギー	339,509,635	0.68
	内　フランス	694,268,020	1.39
	内　ドイツ	12,456,356	0.02
	内　スペイン	177,660,779	0.36
	内　イタリア	2,614,717	0.01
	内　カナダ	596,772,159	1.20
	内　アメリカ	36,650,787,866	73.55
	内　オーストラリア	3,528,087,517	7.08
	内　ニュージーランド	40,041,073	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,521,968,183	3.05
純資産総額		49,832,259,829	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引（買建）		1,496,832,786	3.00
	内 ドイツ	380,838,240	0.76
	内 アメリカ	1,115,994,546	2.24
為替予約取引（買建）		397,293,152	0.80
	内 日本	397,293,152	0.80

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2024年11月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	181,100	17,189.33 3,113,007,846	17,757.17 3,215,823,849	6.45
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	18,506	122,480.47 2,266,624,660	147,589.53 2,731,291,916	5.48
3	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	113,135	13,624.48 1,541,421,909	20,998.08 2,375,618,007	4.77
4	VANGUARD REAL ESTATE ETF	アメリカ	投資信託受益証券	152,600	13,946.31 2,128,209,289	14,862.96 2,268,088,306	4.55
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	60,204	21,053.25 1,267,497,073	29,436.50 1,772,195,479	3.56
6	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	59,930	18,893.90 1,132,319,437	27,698.47 1,659,969,607	3.33
7	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	30,803	39,645.67 1,221,208,850	52,964.00 1,631,450,289	3.27
8	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	170,316	8,126.54 1,384,088,379	8,791.15 1,497,274,662	3.00
9	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	371,447	2,434.82 904,418,850	3,748.06 1,392,209,060	2.79
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	41,421	19,991.44 828,067,039	26,029.78 1,078,179,650	2.16

11	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	57,313	10,068.22 577,043,760	18,727.93 1,073,354,288	2.15
12	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	204,800	4,480.44 917,617,546	4,914.12 1,006,412,595	2.02
13	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	27,697	26,303.97 728,543,832	35,847.47 992,867,637	1.99
14	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	80,745	7,010.91 566,102,739	9,728.75 785,548,694	1.58
15	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	66,657	8,690.01 579,251,549	11,679.33 778,509,446	1.56
16	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	12,467	32,865.69 409,737,219	47,157.50 587,912,572	1.18
17	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	111,425	4,995.97 556,678,307	5,217.11 581,316,638	1.17
18	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	22,791	18,998.96 433,005,965	24,902.24 567,547,134	1.14
19	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	131,785	2,903.10 382,591,028	3,886.07 512,126,684	1.03
20	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	30,360	16,596.77 503,881,590	16,659.78 505,791,067	1.01
21	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	137,640	2,624.98 361,303,450	3,352.45 461,432,264	0.93
22	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	22,907	19,274.82 441,530,198	19,379.13 443,917,832	0.89
23	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	53,636	6,944.13 372,463,232	7,787.22 417,675,782	0.84
24	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	277,633	1,585.72 440,279,426	1,494.38 414,891,412	0.83
25	UDR INC	アメリカ	投資証券	58,660	5,126.66 300,730,397	6,983.78 409,668,781	0.82
26	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	1,104,418	267.25 295,181,613	364.70 402,790,963	0.81
27	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	20,768	13,852.25 287,686,536	19,148.50 397,676,094	0.80
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	36,466	10,524.66 383,793,430	10,866.84 396,270,428	0.80
29	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	137,386	2,656.64 365,004,103	2,778.13 381,677,295	0.77
30	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	42,776	9,308.04 398,165,887	8,669.05 370,827,599	0.74

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	4.55%
投資証券	92.39%
合計	96.95%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
不動産投信指数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE DEC 24	買建	188	1,110,245,744	1,115,994,546	2.24%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE DEC 24	買建	360	415,361,843	380,838,240	0.76%
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2024年12月	買建	1,030,000	169,951,339	163,866,717	0.33%
		米ドル買/円売 2024年12月	買建	1,550,000	236,340,717	233,426,435	0.47%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

●グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)

2024年11月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,980円
純資産総額	9.8億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.2%
3カ月間	7.7%
6カ月間	13.9%
1年間	28.2%
3年間	32.0%
5年間	58.3%
設定来	58.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　370円　　設定来分配金合計額：　1,360円

決算期	第50期 23年12月	第51期 24年1月	第52期 24年2月	第53期 24年3月	第54期 24年4月	第55期 24年5月	第56期 24年6月	第57期 24年7月	第58期 24年8月	第59期 24年9月	第60期 24年10月	第61期 24年11月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	35円	35円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
外国リート・先物	292	95.4%
外国投資信託等	2	4.6%
コール・ローン、その他		3.1%
合計	294	-

国・地域別構成	比率
アメリカ	80.3%
オーストラリア	7.1%
イギリス	3.9%
シンガポール	2.8%
その他	5.8%
合計	99.9%

通貨別構成	比率
米ドル	80.1%
豪ドル	7.1%
英ポンド	4.2%
ユーロ	3.3%
シンガポール・ドル	2.7%
カナダ・ドル	1.3%
香港ドル	0.9%
韓国ウォン	0.2%
イスラエル・シュケル	0.1%
その他	0.1%
合計	100.0%

リート用途別構成	比率
小売	18.1%
産業用	14.7%
住宅	13.4%
ヘルスケア	11.2%
データセンター	9.2%
倉庫	9.0%
ダイバーシファイド	6.8%
オフィススペース	4.2%
特殊	3.6%
その他	2.3%
合計	92.4%

組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	6.5%
EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.5%
WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	4.8%
VANGUARD REAL ESTATE ETF	-	アメリカ	4.6%
DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	3.6%
SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.3%
PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.3%
REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	3.0%
GOODMAN GROUP	産業用	オーストラリア	2.8%
DOW JONES US REAL ESTATE DEC 24	-	アメリカ	2.2%
合計			39.4%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。
※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ベース)です。

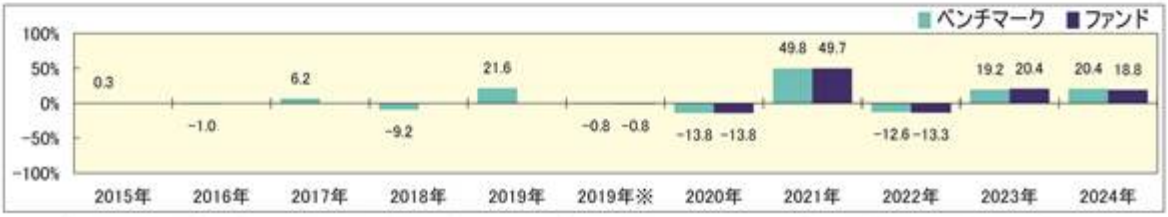

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2019年※は設定日(10月31日)から年末、2024年は11月29日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）】

(1) 【投資状況】 (2024年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,684,444,186	99.99
	内 日本	1,684,444,186	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		97,375	0.01
純資産総額		1,684,541,561	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2024年11月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	396,610,437	4.2419 1,682,392,777	4.2471 1,684,444,186	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2020年5月14日)	5,749,554	5,749,554	0.6782	0.6782
第2計算期間末 (2020年11月16日)	125,007,636	125,007,636	0.8522	0.8522
第3計算期間末 (2021年5月14日)	455,548,050	455,548,050	1.0180	1.0180
第4計算期間末 (2021年11月15日)	721,399,513	721,399,513	1.2135	1.2135
第5計算期間末 (2022年5月16日)	788,871,559	788,871,559	1.2293	1.2293
第6計算期間末 (2022年11月14日)	1,030,203,856	1,030,203,856	1.2009	1.2009
第7計算期間末 (2023年5月15日)	1,127,429,205	1,127,429,205	1.1547	1.1547
第8計算期間末 (2023年11月14日)	1,205,040,532	1,205,040,532	1.1913	1.1913
2023年11月末日	1,239,180,446	－	1.2380	－
12月末日	1,299,389,564	－	1.3369	－
2024年1月末日	1,285,178,692	－	1.3240	－
2月末日	1,314,895,502	－	1.3467	－
3月末日	1,319,598,983	－	1.3990	－
4月末日	1,314,392,109	－	1.3722	－
第9計算期間末 (2024年5月14日)	1,356,026,896	1,356,026,896	1.4062	1.4062
5月末日	1,351,994,279	－	1.3936	－
6月末日	1,420,653,103	－	1.4598	－
7月末日	1,465,956,654	－	1.4823	－
8月末日	1,489,920,236	－	1.4741	－
9月末日	1,550,568,621	－	1.5111	－
10月末日	1,655,177,475	－	1.5915	－
第10計算期間末 (2024年11月14日)	1,666,027,265	1,666,027,265	1.5862	1.5862
11月末日	1,684,541,561	－	1.5877	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)

第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△32.2
第2計算期間	25.7
第3計算期間	19.5
第4計算期間	19.2
第5計算期間	1.3
第6計算期間	△2.3
第7計算期間	△3.8
第8計算期間	3.2
第9計算期間	18.0
第10計算期間	12.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	7,478,101	0
第2計算期間	140,458,220	2,241,804
第3計算期間	342,186,288	41,376,227
第4計算期間	234,523,610	87,566,962
第5計算期間	244,028,586	196,779,118
第6計算期間	272,527,528	56,373,511
第7計算期間	145,952,890	27,413,152
第8計算期間	145,168,350	110,047,040
第9計算期間	162,430,090	209,667,436
第10計算期間	161,256,185	75,251,411

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

前記「グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)

2024年11月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	15,877円
純資産総額	16億円

当初設定日(2019年10月31日)～2024年11月29日

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.2%
3カ月間	7.7%
6カ月間	13.9%
1年間	28.2%
3年間	32.0%
5年間	58.3%
設定来	58.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 20年5月	第2期 20年11月	第3期 21年5月	第4期 21年11月	第5期 22年5月	第6期 22年11月	第7期 23年5月	第8期 23年11月	第9期 24年5月	第10期 24年11月		
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
外国リート・先物	292	95.4%
外国投資信託等	2	4.6%
コール・ローン、その他		3.1%
合計	294	-

国・地域別構成	比率
アメリカ	80.3%
オーストラリア	7.1%
イギリス	3.9%
シンガポール	2.8%
その他	5.8%
合計	99.9%

通貨別構成	比率
米ドル	80.1%
豪ドル	7.1%
英ポンド	4.2%
ユーロ	3.3%
シンガポール・ドル	2.7%
カナダ・ドル	1.3%
香港ドル	0.9%
韓国ウォン	0.2%
イスラエル・シュケル	0.1%
その他	0.1%
合計	100.0%

リート用途別構成	比率
小売	18.1%
産業用	14.7%
住宅	13.4%
ヘルスケア	11.2%
データセンター	9.2%
倉庫	9.0%
ダイバーシファイド	6.8%
オフィススペース	4.2%
特殊	3.6%
その他	2.3%
合計	92.4%

組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	6.5%
EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.5%
WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	4.8%
VANGUARD REAL ESTATE ETF	-	アメリカ	4.6%
DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	3.6%
SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.3%
PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.3%
REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	3.0%
GOODMAN GROUP	産業用	オーストラリア	2.8%
DOW JONES US REAL ESTATE DEC 24	-	アメリカ	2.2%
合計			39.4%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。
※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ベース)です。

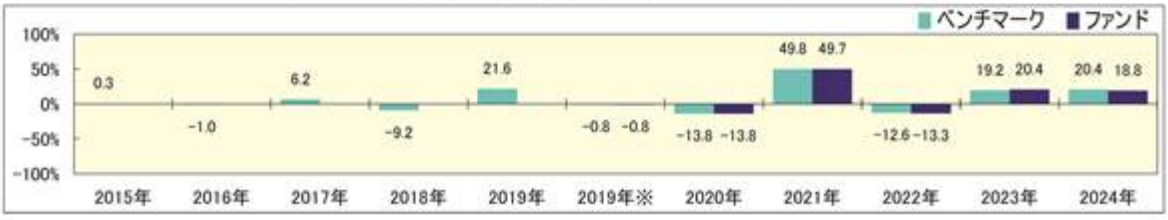

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2019年※は設定日(10月31日)から年末、2024年は11月29日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率（①+②）	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）	0.75%	0.69%	0.06%
グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）	0.75%	0.69%	0.06%

※対象期間は2024年5月15日～2024年11月14日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「毎月決算型」または「資産形成型」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消すことができるものとします。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

＜毎月決算型＞

2019年10月31日から2029年11月14日までとします。ただし、(5)①により信託契約を約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

＜資産形成型＞

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

＜毎月決算型＞

毎月15日から翌月14日までとします。ただし、第1計算期間は、2019年10月31日から2019年11月14日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

＜資産形成型＞

毎年5月15日から11月14日まで、および11月15日から翌年5月14日までとします。ただし、第1計算期間は、2019年10月31日から2020年5月14日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①　信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本）（円ベース）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を「毎月決算型」については毎年5月および11月の計算期間の末日ならびに償還時に、「資産形成型」については計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

   https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３ 【ファンドの経理状況】

【グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年5月15日から2024年11月14日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2024年5月14日現在	当期 2024年11月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	491,986	565,893
親投資信託受益証券	898,932,825	989,241,106
未収入金	26,000	77,000
流動資産合計	899,450,811	989,883,999
資産合計	899,450,811	989,883,999
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,142,137	2,472,911
未払解約金	-	1,563
未払受託者報酬	18,883	22,174
未払委託者報酬	453,329	532,322
その他未払費用	23,807	25,763
流動負債合計	2,638,156	3,054,733
負債合計	2,638,156	3,054,733
純資産の部		
元本等		
元本	※1 714,045,758	※1 706,546,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	182,766,897	280,283,182
（分配準備積立金）	128,749,030	219,551,114
元本等合計	896,812,655	986,829,266
純資産合計	896,812,655	986,829,266
負債純資産合計	899,450,811	989,883,999

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023年11月15日 至　2024年5月14日	当期 自　2024年5月15日 至　2024年11月14日
営業収益		
受取利息	16	260
有価証券売買等損益	144,745,533	116,067,281
営業収益合計	144,745,549	116,067,541
営業費用		
支払利息	7	-
受託者報酬	119,455	129,214
委託者報酬	2,867,862	3,102,373
その他費用	23,807	25,763
営業費用合計	3,011,131	3,257,350
営業利益又は営業損失（△）	141,734,418	112,810,191
経常利益又は経常損失（△）	141,734,418	112,810,191
当期純利益又は当期純損失（△）	141,734,418	112,810,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,086,924	69,500
期首剰余金又は期首欠損金（△）	57,802,401	182,766,897
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,526,832	9,658,982
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,526,832	9,658,982
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,106,243	11,448,104
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,106,243	11,448,104
分配金	※1 13,103,587	※1 13,435,284
期末剰余金又は期末欠損金（△）	182,766,897	280,283,182

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 2024年5月14日現在	当期 2024年11月14日現在
1. ※1 期首元本額	722,257,463円	714,045,758円
期中追加設定元本額	46,977,213円	29,400,740円
期中一部解約元本額	55,188,918円	36,900,414円
2. 特定期間末日における受益権の総数	714,045,758口	706,546,084口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自2023年11月15日 至2024年5月14日	当期 自2024年5月15日 至2024年11月14日

※1 分配金の計算過程	(自2023年11月15日至2023年12月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,206,567円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（385,648,776円）及び分配準備積立金（91,748,194円）より分配対象額は479,603,537円（1万口当たり6,441.84円）であり、うち2,233,541円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 (自2023年12月15日至2024年1月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,794,924円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（6,584,712円）、投資信託約款に規定される収益調整金（386,693,272円）及び分配準備積立金（90,004,182円）より分配対象額は488,077,090円（1万口当たり6,565.36円）であり、うち2,230,236円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2024年5月15日至2024年6月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,003,316円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（12,366,117円）、投資信託約款に規定される収益調整金（366,279,048円）及び分配準備積立金（126,035,632円）より分配対象額は506,684,113円（1万口当たり7,225.53円）であり、うち2,103,725円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 (自2024年6月15日至2024年7月16日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,359,565円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（53,535,071円）、投資信託約款に規定される収益調整金（371,203,529円）及び分配準備積立金（137,751,833円）より分配対象額は567,849,998円（1万口当たり8,028.71円）であり、うち2,121,822円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

	(自2024年1月16日至2024年2月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（639,177円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（381,667,542円）及び分配準備積立金（97,511,660円）より分配対象額は479,818,379円（1万口当たり6,544.11円）であり、うち2,199,620円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2024年7月17日至2024年8月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（874,492円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（370,475,385円）及び分配準備積立金（193,011,336円）より分配対象額は564,361,213円（1万口当たり8,011.14円）であり、うち2,113,410円（1万口当たり30円）を分配金額としております。
	(自2024年2月15日至2024年3月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,530,665円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,546,599円）、投資信託約款に規定される収益調整金（373,755,793円）及び分配準備積立金（93,728,194円）より分配対象額は474,561,251円（1万口当たり6,612.77円）であり、うち2,152,932円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2024年8月15日至2024年9月17日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,359,554円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（374,927,076円）及び分配準備積立金（191,676,562円）より分配対象額は569,963,192円（1万口当たり8,028.64円）であり、うち2,129,737円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

	(自2024年3月15日至2024年4月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,106,162円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（372,815,848円）及び分配準備積立金（97,887,871円）より分配対象額は474,809,881円（1万口当たり6,640.32円）であり、うち2,145,121円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2024年9月18日至2024年10月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,825,782円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,961,649円）、投資信託約款に規定される収益調整金（377,642,118円）及び分配準備積立金（192,257,622円）より分配対象額は583,687,171円（1万口当たり8,192.33円）であり、うち2,493,679円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	(自2024年4月16日至2024年5月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,597,883円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（29,835,940円）、投資信託約款に規定される収益調整金（372,551,943円）及び分配準備積立金（99,457,344円）より分配対象額は503,443,110円（1万口当たり7,050.57円）であり、うち2,142,137円（1万口当たり30円）を分配金額としております。	(自2024年10月16日至2024年11月14日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,461,951円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（20,072,716円）、投資信託約款に規定される収益調整金（375,866,004円）及び分配準備積立金（200,489,358円）より分配対象額は597,890,029円（1万口当たり8,462.15円）であり、うち2,472,911円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2024年11月14日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年5月14日現在	当期 2024年11月14日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）

親投資信託受益証券	37,661,926	22,090,377
合計	37,661,926	22,090,377

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年5月14日現在	当期 2024年11月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 2024年5月14日現在	当期 2024年11月14日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2560円 (12,560円)	1.3967円 (13,967円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	233,201,581	989,241,106	
親投資信託受益証券 合計			989,241,106	
合計			989,241,106	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月14日現在 金　額（円）	2024年11月14日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	353,295,342	580,970,248
コール・ローン	381,540,182	424,843,079
投資信託受益証券	1,271,683,385	1,917,133,044
投資証券	38,134,261,987	45,499,603,106
派生商品評価勘定	10,125,907	4,628,020
未収入金	24,161,545	2,281,520
未収配当金	68,182,668	65,842,341
差入委託証拠金	415,058,120	588,234,821
流動資産合計	40,658,309,136	49,083,536,179
資産合計	40,658,309,136	49,083,536,179
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	51,988,968	108,544,514
未払解約金	65,581,000	44,466,000
流動負債合計	117,569,968	153,010,514
負債合計	117,569,968	153,010,514
純資産の部		
元本等		

元本 ※1	10,818,024,966	11,534,812,083
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,722,714,202	37,395,713,582
元本等合計	40,540,739,168	48,930,525,665
純資産合計	40,540,739,168	48,930,525,665
負債純資産合計	40,658,309,136	49,083,536,179

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自2024年5月15日 至2024年11月14日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2024年5月14日現在	2024年11月14日現在
1. ※1 期首	2023年11月15日	2024年5月15日
期首元本額	10,477,324,571円	10,818,024,966円
期中追加設定元本額	1,021,441,933円	1,058,424,309円
期中一部解約元本額	680,741,538円	341,637,192円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワバランスファンド2023-01（適格機関投資家専用）	89,113,817円	82,616,918円

ダイワファンドラップ 外国ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジなし）	1,890,103,349円	2,164,857,773円
ダイワファンドラップオンライン 外国ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジなし）	348,641,857円	349,021,552円
Ｄ－Ｉ's グローバルＲＥＩＴインデックス	1,459,210円	1,445,249円
ＤＣダイワ・ターゲットイヤー2050	21,230,958円	19,079,809円
ｉＦｒｅｅ 外国ＲＥＩＴインデックス	662,706,266円	642,544,173円
ｉＦｒｅｅ ８資産バランス	2,466,809,692円	2,473,326,927円
グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）	361,845,410円	392,738,259円
グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）	239,875,337円	233,201,581円
ＤＣダイワ・ターゲットイヤー2060	2,924,457円	3,681,513円
ＤＣダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックスファンド	4,098,696,610円	4,386,835,434円
ＤＣダイワ・ターゲットイヤー2030	7,963,084円	7,312,026円
ＤＣダイワ・ターゲットイヤー2040	8,951,504円	8,077,964円
ダイワ海外ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）	3,963,246円	4,325,322円
ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	138,883,701円	130,015,618円
スタイル9（6資産分散・保守型）	19,089円	32,971円
スタイル9（6資産分散・バランス型）	669,616円	1,634,410円
スタイル9（6資産分散・積極型）	592,786円	1,369,535円
スタイル9（8資産分散・保守型）	19,880円	42,372円
スタイル9（8資産分散・バランス型）	451,882円	1,066,485円
スタイル9（8資産分散・積極型）	424,647円	1,098,990円

	ダイワ・インデックスセレクト グローバルＲＥＩＴ	206,503,449円	194,901,667円
	ダイワ・ノーロード グローバルＲＥＩＴファンド	63,732,166円	62,140,776円
	ダイワ外国ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジなし）（ダイワＳＭＡ専用）	29,220,787円	132,645,486円
	ダイワバランスファンド2023-08（適格機関投資家専用）	88,790,418円	82,346,237円
	ダイワバランスファンド2024-01（適格機関投資家専用）	84,431,748円	79,777,774円
	ダイワバランスファンド2024-05（適格機関投資家専用）	-円	78,675,262円
	計	10,818,024,966円	11,534,812,083円
2.	期末日における受益権の総数	10,818,024,966口	11,534,812,083口

⑷金融商品に関する注記

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	自2024年5月15日 至2024年11月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月14日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月14日現在	2024年11月14日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,965,994	52,135,113
投資証券	1,914,353,109	6,366,561,418
合計	1,920,319,103	6,418,696,531

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．不動産投信関連

種類	2024年5月14日現在				2024年11月14日現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								

不動産投信指数先物取引								
買建	1,165,362,502	-	1,124,868,419	△40,494,083	1,594,686,676	-	1,486,935,983	△107,750,693
合計	1,165,362,502	-	1,124,868,419	△40,494,083	1,594,686,676	-	1,486,935,983	△107,750,693

（注）　1．時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種類	2024年5月14日現在				2024年11月14日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	311,320,594	-	309,951,616	△1,368,978	378,134,872	-	381,969,071	3,834,199
アメリカ・ドル	207,363,024	-	205,659,432	△1,703,592	208,183,533	-	212,811,553	4,628,020
ユーロ	103,957,570	-	104,292,184	334,614	169,951,339	-	169,157,518	△793,821
合計	311,320,594	-	309,951,616	△1,368,978	378,134,872	-	381,969,071	3,834,199

（注）　1．時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2024年5月14日現在	2024年11月14日現在
1口当たり純資産額	3.7475円	4.2420円
（1万口当たり純資産額）	(37,475円)	(42,420円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	130,100	12,307,460.000	
	アメリカ・ドル 小計			12,307,460.000 (1,917,133,044)	
投資信託受益証券 合計				1,917,133,044 [1,917,133,044]	
投資証券	アメリカ・ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	23,085	292,486.950	
		URBAN EDGE PROPERTIES	23,260	536,608.200	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	19,280	292,092.000	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	27,397	6,386,514.670	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	59,230	10,612,239.100	
		BXP INC	28,062	2,227,842.180	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	24,900	214,389.000	
		VORNADO REALTY TRUST	32,000	1,346,240.000	

EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	18,648	244,102.320	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,456	577,935.200	
UNITI GROUP INC	46,942	262,875.200	
NEXPOINT RESIDENTIAL	4,188	192,689.880	
EQUITY RESIDENTIAL	65,957	4,923,030.480	
APPLE HOSPITALITY REIT INC	42,998	683,238.220	
EPR PROPERTIES	14,606	656,393.640	
CITY OFFICE REIT INC	7,500	37,575.000	
GLOBAL NET LEASE INC	37,994	284,195.120	
EQUINIX INC	18,306	16,496,451.900	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	17,798	496,564.200	
CHATHAM LODGING TRUST	8,953	82,725.720	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	11,543	1,308,052.760	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	24,493	424,463.690	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	4,748	90,212.000	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	10,300	38,728.000	
HOST HOTELS & RESORTS INC	135,886	2,445,948.000	
AMERICAN HOMES 4 RENT- A	60,889	2,311,346.440	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	27,116	114,158.360	
RLJ LODGING TRUST	29,435	294,644.350	
FARMLAND PARTNERS INC	7,936	96,581.120	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	13,053	143,844.060	
KIMCO REALTY CORP	130,485	3,238,637.700	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	11,295	100,412.550	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	69,903	1,228,894.740	
WHITESTONE REIT	8,817	128,375.520	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	53,036	2,603,537.240	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU- A	23,773	231,311.290	
PARK HOTELS & RESORTS INC	40,184	607,180.240	
INVITATION HOMES INC	110,225	3,737,729.750	

		OUTFRONT MEDIA INC	26,400	493,680.000	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	17,000	2,180,250.000	
		JBG SMITH PROPERTIES	16,561	259,345.260	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	13,894	268,709.960	
		GLADSTONE LAND CORP	6,132	74,810.400	
		AMERICOLD REALTY TRUST	50,543	1,129,636.050	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	11,179	40,691.560	
		VICI PROPERTIES INC	202,700	6,346,537.000	
		BRT APARTMENTS CORP	2,049	38,049.930	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	5,439	560,543.340	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	33,895	1,120,568.700	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	7,517	146,957.350	
		BROADSTONE NET LEASE INC	36,219	616,447.380	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	20,816	135,512.160	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	9,128	249,650.800	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	43,431	908,142.210	
		PARAMOUNT GROUP INC	35,039	180,100.460	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	25,774	273,204.400	
		NETSTREIT CORP	14,791	231,922.880	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,700	72,890.000	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	42,324	1,771,682.640	
		STAG INDUSTRIAL INC	35,177	1,306,473.780	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	2,066	36,630.180	
		POSTAL REALTY TRUST INC CLASS A	3,925	56,402.250	
		PHILLIPS EDISON AND COMPANY INC	23,663	925,459.930	
		ORION OFFICE REIT INC	9,048	34,744.320	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	169,000	100,555.000	
		VENTAS INC	79,945	5,152,455.250	
		CARETRUST REIT INC	32,500	987,025.000	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	14,600	443,402.000	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	58,291	1,681,112.440	

		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	7,759	10,164.290	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	45,276	847,113.960	
		UMH PROPERTIES INC	13,139	259,495.250	
		CBL ASSOCIATES PROPERTIES INC	2,816	76,876.800	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE C	6,019	34,850.010	
		PEAKSTONE REALTY TRUST CLASS E	6,900	91,287.000	
		NET LEASE OFFICE PROPERTIES	2,829	88,887.180	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	28,600	766,480.000	
		LINEAGE INC	11,400	738,492.000	
		MODIV INDUSTRIAL INC CLASS C	1,600	25,536.000	
		CURBLINE PROPERTIES	18,044	435,762.600	
		IRON MOUNTAIN INC	56,713	6,577,573.740	
		TERRENO REALTY CORP	18,727	1,157,515.870	
		SUN COMMUNITIES INC	22,607	2,845,995.230	
		ACADIA REALTY TRUST	20,244	500,431.680	
		ALEXANDER'S INC	393	87,096.660	
		PROLOGIS INC	179,200	20,889,344.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	30,060	3,277,441.800	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	33,041	172,474.020	
		SAUL CENTERS INC	2,261	90,960.030	
		VERIS RESIDENTIAL INC	15,496	287,915.680	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	20,568	2,535,623.040	
		COUSINS PROPERTIES INC	29,416	909,542.720	
		SITE CENTERS CORP	9,022	143,449.800	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	9,342	1,636,905.240	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	12,367	3,800,131.760	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	25,542	1,369,817.460	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	14,563	1,661,201.410	
		GETTY REALTY CORP	9,498	301,181.580	
		WELLTOWER INC	111,935	15,105,628.250	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	136,140	2,947,431.000	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	20,374	656,042.800	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	30,381	88,104.900	

		EQUITY COMMONWEALTH	20,557	410,317.720	
		KILROY REALTY CORP	20,367	813,254.310	
		LTC PROPERTIES INC	8,290	319,994.000	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	56,532	538,749.960	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	22,591	3,644,831.940	
		MACERICH CO/THE	41,482	793,965.480	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	36,066	2,612,981.700	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	8,356	653,439.200	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	35,542	1,505,559.120	
		REALTY INCOME CORP	168,516	9,588,560.400	
		COPT DEFENSE PROPERTIES TRUST	21,564	670,424.760	
		PUBLIC STORAGE	30,403	10,183,180.820	
		REGENCY CENTERS CORP	31,607	2,334,493.020	
		SAFEHOLD INC	8,705	177,059.700	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	21,135	752,828.700	
		SL GREEN REALTY CORP	12,462	950,725.980	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	40,467	103,595.520	
		UDR INC	58,060	2,623,731.400	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	2,429	100,633.470	
		WP CAREY INC	42,276	2,342,513.160	
		ELME	16,897	287,080.030	
		AGREE REALTY CORP	19,386	1,485,936.900	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	49,853	1,997,111.180	
		CUBESMART	43,511	2,116,375.040	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	39,052	407,702.880	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	59,504	10,599,447.520	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	41,021	6,729,084.840	
		CENTERSPACE	2,959	218,699.690	
		KITE REALTY GROUP TRUST	42,507	1,159,165.890	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,892	82,277.400	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	8,128	138,663.680	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	40,119	371,100.750	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	115,379	507,667.600	

	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	16,005	29,929.350	
	DOUGLAS EMMETT INC	32,158	581,738.220	
	MANULIFE US REAL ESTATE INV	341,662	29,382.930	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	135,300	28,413.000	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	90,000	0.000	
	PRIME US REIT	155,920	24,011.680	
アメリカ・ドル 小計			232,145,222.120 (36,161,261,250)	
イギリス・ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	77,771	64,005.530	
	HELICAL PLC	20,666	39,389.390	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	61,021	25,628.820	
	HAMMERSON REIT PLC	91,676	251,925.640	
	ASSURA PLC	601,321	227,660.130	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	121,852	109,179.390	
	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITE	76,976	47,263.260	
	CLS HOLDINGS PLC	29,656	26,215.900	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	104,221	69,515.400	
	REGIONAL REIT LTD	31,830	38,832.600	
	NEWRIVER REIT PLC	59,545	46,266.460	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	394,388	515,070.720	
	CUSTODIAN REIT PLC	83,903	64,101.890	
	PRS REIT PLC/THE	102,467	107,590.350	
	CARE REIT PLC	78,863	63,484.710	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	62,933	38,389.130	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	125,239	105,952.190	
	AEW UK REIT PLC	27,617	25,959.980	
	BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	141,657	135,565.740	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	244,734	165,929.650	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	95,301	103,878.090	
	HOME REIT PLC	117,587	0.000	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	150,410	858,841.100	
	SEGRO PLC	273,072	2,061,147.450	
	UNITE GROUP PLC/THE	83,875	703,291.870	
	BRITISH LAND CO PLC	201,394	748,782.890	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	82,018	246,054.000	

	DERWENT LONDON PLC	22,673	468,877.640	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	269,866	249,626.050	
	WORKSPACE GROUP PLC	27,167	146,701.800	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	44,117	340,362.650	
	BIG YELLOW GROUP PLC	39,659	462,423.940	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	412,365	768,648.360	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	93,799	45,117.310	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	500,901	677,719.050	
イギリス・ポンド 小計			10,049,399.080 (1,989,278,548)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	156,103	302,995.920	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	46,479	388,006.690	
	REIT 1 LTD	40,686	709,563.840	
イスラエル・シュケル 小計			1,400,566.450 (58,170,427)	
オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	224,847	1,587,419.820	
	HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	88,653	99,291.360	
	ABACUS STORAGE KING STAPLED UNITS	106,601	128,454.200	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	71,065	184,058.350	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	274,625	107,103.750	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	111,495	334,485.000	
	RURAL FUNDS GROUP	79,145	147,605.420	
	WAYPOINT REIT	136,715	341,787.500	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	139,043	539,486.840	
	CENTURIA OFFICE REIT	77,754	90,972.180	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	167,665	300,120.350	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	373,987	460,004.010	
	REGION GROUP	242,880	519,763.200	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	55,242	139,762.260	
	NATIONAL STORAGE REIT	286,472	707,585.840	
	DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED UNIT	43,255	114,193.200	

	SCENTRE GROUP	1,086,029	3,746,800.050	
	ARENA REIT	79,183	319,107.490	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	38,140	136,541.200	
	BWP TRUST	116,344	395,569.600	
	GPT GROUP	400,452	1,858,097.280	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	105,263	353,683.680	
	MIRVAC GROUP	824,883	1,740,503.130	
	STOCKLAND	499,039	2,575,041.240	
	ABACUS GROUP UNIT	90,924	110,018.040	
	GOODMAN GROUP	365,262	13,343,020.860	
	VICINITY CENTRES	808,906	1,706,791.660	
	CHARTER HALL GROUP	98,880	1,533,628.800	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	76,303	371,595.610	
オーストラリア・ドル 小計			33,992,491.920 (3,438,680,483)	
カナダ・ドル	NEXUS INDUSTRIAL REIT UNITS	7,000	55,650.000	
	PRIMARIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	9,341	147,961.440	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,800	76,930.000	
	SLATE GROCERY REIT	5,500	75,405.000	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	11,800	215,232.000	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	3,900	55,029.000	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	23,500	117,970.000	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	6,400	480,576.000	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	28,200	360,678.000	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	14,800	160,728.000	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,700	384,307.000	
	CHOICE PROPERTIES REIT	33,500	462,970.000	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	3,800	69,578.000	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	10,500	159,285.000	

		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	14,800	369,704.000	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	17,100	767,106.000	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	26,766	271,942.560	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	30,700	586,370.000	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	1,650	32,670.000	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	5,000	347,500.000	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	11,000	158,180.000	
		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	13,100	239,206.000	
	カナダ・ドル 小計			5,594,978.000 (622,888,901)	
	シンガポール・ドル	KEPPEL DC REIT	280,883	634,795.580	
		AIMS APAC REIT	134,700	169,722.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	612,690	594,309.300	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	101,600	68,580.000	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	344,440	194,608.600	
		EC WORLD REIT	36,500	7,665.000	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	735,277	1,919,072.970	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,129,822	2,225,749.340	
		SUNTEC REIT	457,500	530,700.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	704,900	909,321.000	
		KEPPEL REIT	496,600	434,525.000	
		CAPITALAND ASCOTT STAPLED UNIT TRU	530,956	469,896.060	
		ESR-LOGOS REAL ESTATE INVESTMENT T	1,271,302	330,538.520	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	131,700	114,579.000	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	246,076	524,141.880	
		STARHILL GLOBAL REIT	293,700	146,850.000	
		CAPITALAND CHINA TRUST	242,242	174,414.240	

	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	78,700	284,894.000	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	432,769	986,713.320	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	483,884	604,855.000	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	217,000	132,370.000	
	OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	469,400	133,779.000	
シンガポール・ドル 小計			11,592,079.810 (1,344,565,337)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	218,742	463,733.040	
ニュージーランド・ドル 小計			463,733.040 (42,468,672)	
ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	7,366	170,154.600	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,201	212,200.800	
	HAMBORNER REIT AG	12,056	77,037.840	
	WERELDHAVE NV	6,098	84,640.240	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	17,296	1,248,425.280	
	NSI NV	3,090	60,440.400	
	ICADE	5,324	122,345.520	
	CARMILA	8,999	148,303.520	
	ALTAREA	837	85,374.000	
	GECINA SA	8,986	842,437.500	
	KLEPIERRE	38,074	1,091,200.840	
	COVIVIO	9,235	471,446.750	
	MERCIALYS	14,673	153,186.120	
	AEDIFICA	8,196	467,581.800	
	COFINIMMO	6,566	369,009.200	
	RETAIL ESTATES	2,180	130,800.000	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	30,475	624,737.500	
	CARE PROPERTY INVEST	6,301	77,502.300	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	5,912	173,221.600	
	MONTEA NV	3,565	229,942.500	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,930	15,003.450	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	8,412	68,473.680	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	58,394	307,736.380	

		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	68,019	642,779.550	
		CROMWELL REIT EUR	52,920	86,259.600	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	88,042	76,068.280	
	ユーロ 小計			8,036,309.250 (1,322,294,324)	
	韓国・ウォン	SK REITS LTD	29,133	132,846,480.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	21,401	117,919,510.000	
		LOTTE REIT CO LTD	29,483	95,230,090.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	10,468	54,014,880.000	
		JR REIT XXVII	37,352	109,441,360.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	10,067	42,432,405.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT COL	31,620	144,977,700.000	
	韓国・ウォン 小計			696,862,425.000 (77,491,102)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	501,000	495,990.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	181,000	329,420.000	
		FORTUNE REIT	313,000	1,255,130.000	
		LINK REIT	538,600	19,389,600.000	
		CHAMPION REIT	368,000	632,960.000	
	香港・ドル 小計			22,103,100.000 (442,504,062)	
投資証券 合計				45,499,603,106 [45,499,603,106]	
合計				47,416,736,150 [47,416,736,150]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率

アメリカ・ドル	投資信託受益証券　1銘柄 投資証券　141銘柄	5.0%	95%	80.3%
イギリス・ポンド	投資証券　35銘柄	-%	100%	4.2%
イスラエル・シュケル	投資証券　3銘柄	-%	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	投資証券　29銘柄	-%	100%	7.3%
カナダ・ドル	投資証券　22銘柄	-%	100%	1.3%
シンガポール・ドル	投資証券　22銘柄	-%	100%	2.8%
ニュージーランド・ドル	投資証券　1銘柄	-%	100%	0.1%
ユーロ	投資証券　26銘柄	-%	100%	2.8%
韓国・ウォン	投資証券　7銘柄	-%	100%	0.2%
香港・ドル	投資証券　5銘柄	-%	100%	0.9%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2024年5月15日から2024年11月14日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 2024年5月14日現在	第10期 2024年11月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,964,980	5,947,093
親投資信託受益証券	1,356,015,673	1,665,995,694
未収入金	123,000	-
流動資産合計	1,362,103,653	1,671,942,787
資産合計	1,362,103,653	1,671,942,787
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,631,862	715,810
未払受託者報酬	176,340	206,300
未払委託者報酬	4,233,365	4,952,240
その他未払費用	35,190	41,172
流動負債合計	6,076,757	5,915,522
負債合計	6,076,757	5,915,522
純資産の部		
元本等		
元本	※1 964,288,413	※1 1,050,293,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	391,738,483	615,734,078
（分配準備積立金）	231,518,847	390,876,945
元本等合計	1,356,026,896	1,666,027,265
純資産合計	1,356,026,896	1,666,027,265
負債純資産合計	1,362,103,653	1,671,942,787

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自　2023年11月15日 至　2024年5月14日	第10期 自　2024年5月15日 至　2024年11月14日
営業収益		
受取利息	564	3,493
有価証券売買等損益	216,838,448	186,795,021
営業収益合計	216,839,012	186,798,514
営業費用		
支払利息	71	-
受託者報酬	176,340	206,300
委託者報酬	4,233,365	4,952,240
その他費用	35,190	41,172
営業費用合計	4,444,966	5,199,712
営業利益又は営業損失（△）	212,394,046	181,598,802
経常利益又は経常損失（△）	212,394,046	181,598,802
当期純利益又は当期純損失（△）	212,394,046	181,598,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26,103,403	5,383,680
期首剰余金又は期首欠損金（△）	193,514,773	391,738,483
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,713,889	78,608,359
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,713,889	78,608,359
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,780,822	30,827,886
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,780,822	30,827,886
分配金	※1 -	※1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	391,738,483	615,734,078

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第10期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第9期 2024年5月14日現在	第10期 2024年11月14日現在
1. ※1 期首元本額	1,011,525,759円	964,288,413円
期中追加設定元本額	162,430,090円	161,256,185円
期中一部解約元本額	209,667,436円	75,251,411円
2. 計算期間末日における受益権の総数	964,288,413口	1,050,293,187口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第9期 自2023年11月15日 至2024年5月14日	第10期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（491円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（166,502,072円）、投資信託約款に規定される収益調整金（234,330,095円）及び分配準備積立金（65,016,284円）より分配対象額は465,848,942円（1万口当たり4,831.01円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,493円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（176,211,629円）、投資信託約款に規定される収益調整金（292,736,120円）及び分配準備積立金（214,661,823円）より分配対象額は683,613,065円（1万口当たり6,508.78円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 2024年11月14日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 2024年5月14日現在	第10期 2024年11月14日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	202,350,375	184,849,673
合計	202,350,375	184,849,673

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第9期 2024年5月14日現在	第10期 2024年11月14日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自2024年5月15日 至2024年11月14日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第9期 2024年5月14日現在	第10期 2024年11月14日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4062円 (14,062円)	1.5862円 (15,862円)

(4)【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	392,738,259	1,665,995,694	
親投資信託受益証券 合計			1,665,995,694	

合計		1,665,995,694	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド」の状況

前記「グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）

【純資産額計算書】

2024年11月29日

Ⅰ	資産総額	987,752,220円
Ⅱ	負債総額	1,565,644円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	986,186,576円
Ⅳ	発行済数量	705,433,595口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3980円

(参考) ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2024年11月29日

Ⅰ	資産総額	49,901,948,830円
Ⅱ	負債総額	69,689,001円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	49,832,259,829円
Ⅳ	発行済数量	11,733,253,222口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.2471円

グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）

純資産額計算書

2024年11月29日

Ⅰ	資産総額	1,686,453,480円
Ⅱ	負債総額	1,911,919円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,684,541,561円
Ⅳ	発行済数量	1,060,990,825口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5877円

(参考) ダイワ・グローバルＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

前記「グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）」の記載と同じ。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2024年11月末日現在

資本金の額　　414億2,454万1,896円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	90	348,957
追加型株式投資信託	793	29,960,833
株式投資信託　　合計	883	30,309,790
単位型公社債投資信託	77	152,655
追加型公社債投資信託	14	1,393,841
公社債投資信託　合計	91	1,546,496
総合計	974	31,856,286

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2023年３月31日）		当事業年度 （2024年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,982		4,813
有価証券		346		503
前払費用		393		481
未収委託者報酬		12,525		16,513
未収収益		47		78
関係会社短期貸付金		22,100		23,400
その他		59		88
流動資産計		37,455		45,878
固定資産				
有形固定資産	※1	196	※1	176
建物		3		2
器具備品		193		174
無形固定資産		1,482		1,342
ソフトウェア		1,351		1,063
ソフトウェア仮勘定		131		279
投資その他の資産		13,824		13,660

投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
固定資産計	15,503	15,180
資産合計	52,959	61,058

（単位:百万円）

	前事業年度 （2023年３月31日）		当事業年度 （2024年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		101		158
未払金		5,874		6,187
未払収益分配金		38		39
未払償還金		12		12
未払手数料		4,525		5,849
その他未払金	※2	1,297	※2	285
未払費用		3,987		5,035
未払法人税等		560		3,842
未払消費税等		327		872
賞与引当金		692		1,048
その他		2		1
流動負債計		11,545		17,146
固定負債				
退職給付引当金		2,276		2,227
役員退職慰労引当金		51		62
その他		0		-
固定負債計		2,329		2,289
負債合計		13,874		19,435
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495

利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,505	13,048
利益剰余金合計	11,879	13,422
株主資本合計	38,549	40,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	534	1,530
評価・換算差額等合計	534	1,530
純資産合計	39,084	41,623
負債・純資産合計	52,959	61,058

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	70,405	76,939
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	43,147	47,224
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048

福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
営業利益	15,310	17,368

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	608	388
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15,642	17,540
特別損失		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15,155	17,253
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4,838	5,394
当期純利益	10,317	11,859

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10～18年

器具備品　　４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた171百万円は、「受取配当金」25百万円、「その他」146百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
建物	38百万円	39百万円
器具備品	296百万円	308百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
未払金	1,178百万円	236百万円

３　保証債務

前事業年度（2023年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2024年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年６月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 ３月31日	2022年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	10,316百万円
②配当の原資	利益剰余金
③１株当たり配当額	3,955円
④基準日	2023年３月31日
⑤効力発生日	2023年６月27日

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月26日定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年３月31日	2023年６月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年６月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	11,858百万円
②配当の原資	利益剰余金
③１株当たり配当額	4,546円
④基準日	2024年３月31日
⑤効力発生日	2024年６月20日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ⅰ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	―	7,939
資産合計	57	7,882	―	7,939

当事業年度（2024年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	―	8,285
資産合計	144	8,141	―	8,285

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	144	55	89
（２）その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,276百万円	2,227百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,276	2,227

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
勤務費用	150百万円	138百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

（注）その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2023年３月31日）	当事業年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262

投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1,799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1,339	1,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が76,221百万円、その他717百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	17,100 0	関係会社短期貸付金 -	22,100 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	11,100 0	関係会社短期貸付金 -	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	2,112	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	2,354	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	13,072 1,062	未払手数料 長期差入保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注４) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	13,749 1,030	未払手数料 長期差入保証金	3,491 1,010
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注４）ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
１株当たり純資産額　14,983.42円	１株当たり純資産額　15,956.63円
１株当たり当期純利益　3,955.35円	１株当たり当期純利益　4,546.57円

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）	当事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）
当期純利益（百万円）	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式　652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日（予定）
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （2024年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,555
有価証券		1,271
未収委託者報酬		18,273
関係会社短期貸付金		16,900
その他		916
流動資産合計		41,916
固定資産		
有形固定資産	※１	60
無形固定資産		
ソフトウエア		878
その他		346
無形固定資産合計		1,225
投資その他の資産		
投資有価証券		9,666
関係会社株式		3,414
繰延税金資産		748

その他	1,095
投資その他の資産合計	14,924
固定資産合計	16,211
資産合計	58,128

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （2024年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		6,580
未払費用		5,540
未払法人税等		4,405
賞与引当金		910
その他	※２	1,107
流動負債合計		18,545
固定負債		
退職給付引当金		2,270
役員退職慰労引当金		55
固定負債合計		2,325
負債合計		20,870
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		8,774
利益剰余金合計		9,148
株主資本合計		35,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,438
評価・換算差額等合計		1,438
純資産合計		37,257
負債・純資産合計		58,128

(２)中間損益計算書

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		44,508
その他営業収益		483
営業収益合計		44,992
営業費用		
支払手数料		18,092
その他営業費用		9,300
営業費用合計		27,392
一般管理費	※１	6,708
営業利益		10,890
営業外収益	※２	281
営業外費用	※３	21
経常利益		11,150
特別利益	※４	491
特別損失	※５	154
税引前中間純利益		11,487
法人税、住民税及び事業税		4,086
法人税等調整額		△183
中間純利益		7,584

(３)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,858	△11,858	△11,858
中間純利益	-	-	-	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△4,274	△4,274	△4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,858
中間純利益	-	-	7,584
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△91	△91	△91
当中間期変動額合計	△91	△91	△4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　10～18年
器具備品　　４～20年

（２）無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準
（１）賞与引当金
役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 （2024年９月30日現在）
有形固定資産	358百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３　保証債務

当中間会計期間（2024年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
為替差損	17百万円

※４　特別利益の項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月　１日 至　2024年９月30日）
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

※５　特別損失の項目

	当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）
固定資産売却損	
美術品	85百万円
ゴルフ会員権	15百万円
投資有価証券評価損	53百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年６月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 ３月31日	2024年 ６月20日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年９月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	－	10,594
資産合計	1,602	8,991	－	10,594

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル１の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2024年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,386百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	123	55	67

（２）その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	3,756	3,988	△232
小計	3,756	3,988	△232
合計	10,594	8,520	2,073

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が44,508百万円、その他483百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
１株当たり純資産額	14,283.03円
１株当たり中間純利益	2,907.52円

（注１）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式　652,132株

払込金額	**1株につき80,506円**
払込金額の総額	**52,500,538,792円**
増加する資本金の金額	**26,250,269,396円**
払込日	**2024年10月1日**
資金の使途	**投融資及び運転資金に充当する予定であります。**
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	**株式会社大和証券グループ本社：100%**
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	**株式会社大和証券グループ本社：80%** **株式会社かんぽ生命保険：20%**

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2024年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	（注6）	

販売会社	尾道市農業協同組合	2,975百万円	（注12）	(*1)
	新田みどり農業協同組合	1,334百万円	（注12）	(*1)
	相生市農業協同組合	101百万円	（注12）	(*1)
	あいち海部農業協同組合	1,301百万円	（注12）	(*1)
	愛知北農業協同組合	742百万円	（注12）	(*1)
	愛知県信用農業協同組合連合会	264,402百万円	（注12）	(*1)
	あいち中央農業協同組合	3,618百万円	（注12）	(*1)
	あいち知多農業協同組合	6,524百万円	（注12）	(*1)
	あいち豊田農業協同組合	1,775百万円	（注12）	(*1)
	愛知西農業協同組合	1,580百万円	（注12）	(*1)
	愛知東農業協同組合	893百万円	（注12）	(*1)
	あいち尾東農業協同組合	1,165百万円	（注12）	(*1)
	あいち三河農業協同組合	1,089百万円	（注12）	(*1)
	愛知みなみ農業協同組合	1,278百万円	（注12）	(*1)
	会津よつば農業協同組合	9,553百万円	（注12）	(*1)
	あいら農業協同組合	3,780百万円	（注12）	(*1)
	あおば農業協同組合	1,540百万円	（注12）	(*1)
	あかし農業協同組合	424百万円	（注12）	(*1)
	秋川農業協同組合	2,207百万円	（注12）	(*1)
	あきた北農業協同組合	1,786百万円	（注12）	(*1)
	秋田しんせい農業協同組合	4,998百万円	（注12）	(*1)
	秋田ふるさと農業協同組合	6,457百万円	（注12）	(*1)
	あさか野農業協同組合	848百万円	（注12）	(*1)
	足利市農業協同組合	2,127百万円	（注12）	(*1)
	あしきた農業協同組合	1,750百万円	（注12）	(*1)
	阿蘇農業協同組合	4,229百万円	（注12）	(*1)
	厚木市農業協同組合	2,360百万円	（注12）	(*1)
	あづみ農業協同組合	3,914百万円	（注12）	(*1)
	あまくさ農業協同組合	3,583百万円	（注12）	(*1)
	ありだ農業協同組合	2,144百万円	（注12）	(*1)
	アルプス農業協同組合	1,920百万円	（注12）	(*1)
	あわじ島農業協同組合	3,859百万円	（注12）	(*1)
	淡路日の出農業協同組合	1,793百万円	（注12）	(*1)
	伊賀ふるさと農業協同組合	3,987百万円	（注12）	(*1)

石川かほく農業協同組合	2,121百万円	（注12）	(*1)
石川県信用農業協同組合連合会	33,047百万円	（注12）	(*1)
いしのまき農業協同組合	4,684百万円	（注12）	(*1)
いずみの農業協同組合	2,685百万円	（注12）	(*1)
伊勢農業協同組合	6,367百万円	（注12）	(*1)
市川市農業協同組合	3,290百万円	（注12）	(*1)
市原市農業協同組合	3,593百万円	（注12）	(*1)
茨城県信用農業協同組合連合会	40,208百万円	（注12）	(*1)
茨木市農業協同組合	1,175百万円	（注12）	(*1)
茨城みなみ農業協同組合	2,211百万円	（注12）	(*1)
いび川農業協同組合	1,915百万円	（注12）	(*1)
伊万里市農業協同組合	2,310百万円	（注12）	(*1)
いみず野農業協同組合	1,697百万円	（注12）	(*1)
いるま野農業協同組合	5,419百万円	（注12）	(*1)
岩手江刺農業協同組合	2,282百万円	（注12）	(*1)
岩手県信用農業協同組合連合会	23,463百万円	（注12）	(*1)
岩手中央農業協同組合	4,123百万円	（注12）	(*1)
魚沼農業協同組合	7,961百万円 （2024年02月01日現在）	（注12）	(*1)
宇都宮農業協同組合	4,569百万円	（注12）	(*1)
えちご上越農業協同組合	8,588百万円 （2024年03月01日現在）	（注12）	(*1)
えちご中越農業協同組合	15,322百万円	（注12）	(*1)
越前たけふ農業協同組合	3,168百万円	（注12）	(*1)
えひめ中央農業協同組合	7,027百万円	（注12）	(*1)
遠州中央農業協同組合	3,145百万円	（注12）	(*1)
遠州夢咲農業協同組合	3,299百万円	（注12）	(*1)
邑楽館林農業協同組合	2,821百万円	（注12）	(*1)
大井川農業協同組合	3,180百万円	（注12）	(*1)
大分県信用農業協同組合連合会	15,504百万円	（注12）	(*1)
大阪市農業協同組合	2,651百万円	（注12）	(*1)
大阪泉州農業協同組合	1,853百万円	（注12）	(*1)
大阪中河内農業協同組合	4,030百万円	（注12）	(*1)
大阪府信用農業協同組合連合会	140,690百万円	（注12）	(*1)
大阪北部農業協同組合	1,557百万円	（注12）	(*1)

大阪南農業協同組合	3,464百万円	（注12）	(*1)
太田市農業協同組合	1,113百万円	（注12）	(*1)
大船渡市農業協同組合	3,337百万円	（注12）	(*1)
沖縄県農業協同組合	24,410百万円	（注12）	(*1)
越智今治農業協同組合	6,190百万円	（注12）	(*1)
小山農業協同組合	6,927百万円	（注12）	(*1)
尾張中央農業協同組合	2,038百万円	（注12）	(*1)
加賀農業協同組合	1,911百万円	（注12）	(*1)
香川県農業協同組合	23,450百万円	（注12）	(*1)
香川県信用農業協同組合連合会	28,418百万円	（注12）	(*1)
掛川市農業協同組合	788百万円	（注12）	(*1)
加古川市南農業協同組合	539百万円	（注12）	(*1)
鹿児島いずみ農業協同組合	3,827百万円	（注12）	(*1)
鹿児島きもつき農業協同組合	2,660百万円	（注12）	(*1)
鹿児島みらい農業協同組合	8,460百万円	（注12）	(*1)
神奈川県信用農業協同組合連合会	300,478百万円	（注12）	(*1)
かながわ西湘農業協同組合	2,337百万円	（注12）	(*1)
神奈川つくい農業協同組合	729百万円	（注12）	(*1)
金沢市農業協同組合	3,063百万円	（注12）	(*1)
金沢中央農業協同組合	1,064百万円	（注12）	(*1)
上伊那農業協同組合	7,952百万円	（注12）	(*1)
上都賀農業協同組合	3,634百万円	（注12）	(*1)
上益城農業協同組合	3,533百万円	（注12）	(*1)
鹿本農業協同組合	5,083百万円	（注12）	(*1)
唐津農業協同組合	4,367百万円	（注12）	(*1)
蒲郡市農業協同組合	285百万円	（注12）	(*1)
京都府信用農業協同組合連合会	46,997百万円	（注12）	(*1)
菊池地域農業協同組合	4,912百万円	（注12）	(*1)
紀州農業協同組合	3,803百万円	（注12）	(*1)
木曽農業協同組合	845百万円	（注12）	(*1)
北大阪農業協同組合	1,761百万円	（注12）	(*1)
北河内農業協同組合	2,889百万円	（注12）	(*1)
北つくば農業協同組合	3,755百万円	（注12）	(*1)
北新潟農業協同組合	2,870百万円	（注12）	(*1)
北新潟農業協同組合	7,165百万円 （2024年03月01日現在）	（注12）	(*1)
北びわこ農業協同組合	1,908百万円	（注12）	(*1)

紀南農業協同組合	4,914百万円	（注12）	(*1)
紀の里農業協同組合	4,063百万円	（注12）	(*1)
紀北川上農業協同組合	4,957百万円	（注12）	(*1)
君津市農業協同組合	3,965百万円	（注12）	(*1)
ぎふ農業協同組合	7,029百万円	（注12）	(*1)
岐阜県信用農業協同組合連合会	123,618百万円	（注12）	(*1)
くまがや農業協同組合	2,697百万円	（注12）	(*1)
球磨地域農業協同組合	4,414百万円	（注12）	(*1)
熊本宇城農業協同組合	4,981百万円	（注12）	(*1)
熊本市農業協同組合	5,865百万円	（注12）	(*1)
黒部市農業協同組合	1,332百万円	（注12）	(*1)
グリーン近江農業協同組合	4,397百万円	（注12）	(*1)
グリーン大阪農業協同組合	1,349百万円	（注12）	(*1)
グリーン長野農業協同組合	3,791百万円	（注12）	(*1)
県央愛川農業協同組合	430百万円	（注12）	(*1)
甲賀農業協同組合	2,628百万円	（注12）	(*1)
高知県信用農業協同組合連合会	24,879百万円	（注12）	(*1)
越谷市農業協同組合	1,933百万円	（注12）	(*1)
こまち農業協同組合	2,553百万円	（注12）	(*1)
小松市農業協同組合	2,131百万円	（注12）	(*1)
さいかつ農業協同組合	1,796百万円	（注12）	(*1)
埼玉県信用農業協同組合連合会	165,627百万円	（注12）	(*1)
埼玉中央農業協同組合	2,277百万円	（注12）	(*1)
さいたま農業協同組合	8,228百万円	（注12）	(*1)
埼玉ひびきの農業協同組合	2,022百万円	（注12）	(*1)
埼玉みずほ農業協同組合	1,515百万円	（注12）	(*1)
堺市農業協同組合	1,199百万円	（注12）	(*1)
さがえ西村山農業協同組合	3,550百万円	（注12）	(*1)
佐賀県農業協同組合	21,110百万円	（注12）	(*1)
佐賀県信用農業協同組合連合会	28,129百万円	（注12）	(*1)
佐賀市中央農業協同組合	523百万円	（注12）	(*1)
さがみ農業協同組合	4,954百万円	（注12）	(*1)
相模原市農業協同組合	824百万円	（注12）	(*1)
佐久浅間農業協同組合	7,643百万円	（注12）	(*1)
さつま日置農業協同組合	2,222百万円	（注12）	(*1)

佐渡農業協同組合	2,269百万円	（注12）	(*1)
佐波伊勢崎農業協同組合	2,491百万円	（注12）	(*1)
山武郡市農業協同組合	4,895百万円	（注12）	(*1)
庄内たがわ農業協同組合	4,007百万円	（注12）	(*1)
庄内みどり農業協同組合	5,263百万円	（注12）	(*1)
湘南農業協同組合	3,102百万円	（注12）	(*1)
塩野谷農業協同組合	3,035百万円	（注12）	(*1)
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,771百万円	（注12）	(*1)
静岡県信用農業協同組合連合会	161,302百万円	（注12）	(*1)
静岡市農業協同組合	1,762百万円	（注12）	(*1)
島根県農業協同組合	20,685百万円	（注12）	(*1)
清水農業協同組合	2,830百万円	（注12）	(*1)
下野農業協同組合	1,970百万円	（注12）	(*1)
新岩手農業協同組合	1,867百万円	（注12）	(*1)
信州うえだ農業協同組合	3,874百万円	（注12）	(*1)
信州諏訪農業協同組合	6,022百万円	（注12）	(*1)
新みやぎ農業協同組合	10,043百万円	（注12）	(*1)
常総ひかり農業協同組合	4,941百万円	（注12）	(*1)
水郷つくば農業協同組合	4,478百万円	（注12）	(*1)
鈴鹿農業協同組合	1,614百万円	（注12）	(*1)
洗馬農業協同組合	939百万円	（注12）	(*1)
セレサ川崎農業協同組合	2,472百万円	（注12）	(*1)
仙台農業協同組合	3,480百万円	（注12）	(*1)
そお鹿児島農業協同組合	3,730百万円	（注12）	(*1)
胎内市農業協同組合	1,289百万円	（注12）	(*1)
高岡市農業協同組合	2,749百万円	（注12）	(*1)
高崎市農業協同組合	2,091百万円	（注12）	(*1)
多気郡農業協同組合	1,499百万円	（注12）	(*1)
たじま農業協同組合	4,361百万円	（注12）	(*1)
玉名農業協同組合	5,521百万円	（注12）	(*1)
丹波ささやま農業協同組合	1,991百万円	（注12）	(*1)
丹波ひかみ農業協同組合	2,097百万円	（注12）	(*1)
大北農業協同組合	3,012百万円	（注12）	(*1)
ちちぶ農業協同組合	2,190百万円	（注12）	(*1)
	3,121百万円	（注12）	(*1)

千葉みらい農業協同組合			
津安芸農業協同組合	2,534百万円	（注12）	(*1)
つくば市谷田部農業協同組合	1,465百万円	（注12）	(*1)
鶴岡市農業協同組合	1,424百万円	（注12）	(*1)
天白信用農業協同組合	158百万円	（注12）	(*1)
鳥取いなば農業協同組合	5,487百万円	（注12）	(*1)
鳥取西部農業協同組合	4,881百万円	（注12）	(*1)
鳥取中央農業協同組合	3,449百万円	（注12）	(*1)
とうかつ中央農業協同組合	1,578百万円	（注12）	(*1)
東京あおば農業協同組合	2,091百万円	（注12）	(*1)
東京スマイル農業協同組合	807百万円	（注12）	(*1)
東京中央農業協同組合	1,124百万円	（注12）	(*1)
東京都信用農業協同組合連合会	134,586百万円	（注12）	(*1)
東京みどり農業協同組合	1,027百万円	（注12）	(*1)
東京南農業協同組合	661百万円	（注12）	(*1)
東京みらい農業協同組合	2,267百万円	（注12）	(*1)
東京むさし農業協同組合	1,711百万円	（注12）	(*1)
東西しらかわ農業協同組合	1,677百万円	（注12）	(*1)
陶都信用農業協同組合	1,584百万円	（注12）	(*1)
徳島県農業協同組合	8,641百万円 （2024年04月01日現在）	（注12）	(*1)
徳島県信用農業協同組合連合会	32,545百万円	（注12）	(*1)
徳島市農業協同組合	4,279百万円	（注12）	(*1)
となみ野農業協同組合	2,767百万円	（注12）	(*1)
とぴあ浜松農業協同組合	3,576百万円	（注12）	(*1)
豊橋農業協同組合	2,416百万円	（注12）	(*1)
中野市農業協同組合	2,497百万円	（注12）	(*1)
長崎県央農業協同組合	5,701百万円	（注12）	(*1)
長崎西彼農業協同組合	3,163百万円	（注12）	(*1)
ながの農業協同組合	13,173百万円	（注12）	(*1)
長野県信用農業協同組合連合会	105,381百万円	（注12）	(*1)
長野八ヶ岳農業協同組合	3,917百万円	（注12）	(*1)
ながみね農業協同組合	2,137百万円	（注12）	(*1)

なごや農業協同組合	2,299百万円	（注12）	(*1)
那須野農業協同組合	3,842百万円	（注12）	(*1)
那須南農業協同組合	1,165百万円	（注12）	(*1)
奈良県農業協同組合	9,177百万円	（注12）	(*1)
南彩農業協同組合	2,888百万円	（注12）	(*1)
にいがた岩船農業協同組合	2,269百万円	（注12）	(*1)
新潟かがやき農業協同組合	12,412百万円	（注12）	(*1)
新潟県信用農業協同組合連合会	74,495百万円	（注12）	(*1)
新潟市農業協同組合	3,069百万円	（注12）	(*1)
西春日井農業協同組合	150百万円	（注12）	(*1)
西多摩農業協同組合	1,022百万円	（注12）	(*1)
西東京農業協同組合	966百万円	（注12）	(*1)
西三河農業協同組合	1,292百万円	（注12）	(*1)
西美濃農業協同組合	4,365百万円	（注12）	(*1)
農林中央金庫	4,040,100百万円	（注10）	(*1)
能登農業協同組合	2,510百万円	（注12）	(*1)
能登わかば農業協同組合	2,438百万円	（注12）	(*1)
野々市農業協同組合	775百万円	（注12）	(*1)
能美農業協同組合	1,270百万円	（注12）	(*1)
ハイナン農業協同組合	795百万円	（注12）	(*1)
はが野農業協同組合	3,946百万円	（注12）	(*1)
はくい農業協同組合	1,357百万円	（注12）	(*1)
白山農業協同組合	1,502百万円	（注12）	(*1)
秦野市農業協同組合	1,586百万円	（注12）	(*1)
八王子市農業協同組合	916百万円	（注12）	(*1)
ハリマ農業協同組合	833百万円	（注12）	(*1)
晴れの国岡山農業協同組合	25,366百万円	（注12）	(*1)
兵庫県信用農業協同組合連合会	268,319百万円	（注12）	(*1)
兵庫西農業協同組合	12,925百万円	（注12）	(*1)
兵庫南農業協同組合	3,682百万円	（注12）	(*1)
兵庫みらい農業協同組合	3,378百万円	（注12）	(*1)
兵庫六甲農業協同組合	5,532百万円	（注12）	(*1)
東びわこ農業協同組合	3,769百万円	（注12）	(*1)
東美濃農業協同組合	2,688百万円	（注12）	(*1)
ひすい農業協同組合	1,159百万円	（注12）	(*1)
飛騨農業協同組合	6,532百万円	（注12）	(*1)
ひまわり農業協同組合	1,388百万円	（注12）	(*1)
ひろしま農業協同組合	16,731百万円	（注12）	(*1)

広島市農業協同組合	10,682百万円	（注12）	(*1)
ふかや農業協同組合	1,644百万円	（注12）	(*1)
福井県農業協同組合	17,484百万円	（注12）	(*1)
福井県信用農業協同組合連合会	23,372百万円	（注12）	(*1)
福岡県信用農業協同組合連合会	67,398百万円	（注12）	(*1)
福岡八女農業協同組合	3,108百万円	（注12）	(*1)
福島さくら農業協同組合	8,831百万円	（注12）	(*1)
ふくしま未来農業協同組合	16,470百万円	（注12）	(*1)
福山市農業協同組合	6,412百万円	（注12）	(*1)
富士伊豆農業協同組合	10,904百万円	（注12）	(*1)
古川農業協同組合	1,435百万円	（注12）	(*1)
北海道信用農業協同組合連合会	138,659百万円	（注12）	(*1)
ほくさい農業協同組合	3,060百万円	（注12）	(*1)
本渡五和農業協同組合	1,133百万円	（注12）	(*1)
松任市農業協同組合	3,275百万円	（注12）	(*1)
マインズ農業協同組合	1,743百万円	（注12）	(*1)
前橋市農業協同組合	3,902百万円	（注12）	(*1)
町田市農業協同組合	987百万円	（注12）	(*1)
松本ハイランド農業協同組合	9,275百万円	（注12）	(*1)
三ヶ日町農業協同組合	288百万円	（注12）	(*1)
三重北農業協同組合	6,241百万円	（注12）	(*1)
三重県信用農業協同組合連合会	68,752百万円	（注12）	(*1)
みえなか農業協同組合	6,825百万円	（注12）	(*1)
みくまの農業協同組合	1,188百万円	（注12）	(*1)
みちのく村山農業協同組合	2,255百万円	（注12）	(*1)
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
水戸農業協同組合	3,267百万円	（注12）	(*1)
緑信用農業協同組合	140百万円	（注12）	(*1)
みなみ魚沼農業協同組合	1,991百万円	（注12）	(*1)
南さつま農業協同組合	3,476百万円	（注12）	(*1)
みなみ信州農業協同組合	4,293百万円	（注12）	(*1)
みのり農業協同組合	4,157百万円	（注12）	(*1)
みやぎ仙南農業協同組合	3,642百万円	（注12）	(*1)
みやぎ登米農業協同組合	6,086百万円	（注12）	(*1)

みやぎ亘理農業協同組合	1,469百万円	（注12）	(*1)
宮崎県農業協同組合	25,271百万円 （2024年04月01日現在）	（注12）	(*1)
めぐみの農業協同組合	4,843百万円	（注12）	(*1)
もがみ中央農業協同組合	2,651百万円	（注12）	(*1)
八代地域農業協同組合	4,003百万円	（注12）	(*1)
山形農業協同組合	3,812百万円	（注12）	(*1)
山形おきたま農業協同組合	4,358百万円	（注12）	(*1)
山口県農業協同組合	16,172百万円	（注12）	(*1)
山口県信用農業協同組合連合会	50,542百万円	（注12）	(*1)
夢みなみ農業協同組合	5,050百万円	（注12）	(*1)
よこすか葉山農業協同組合	1,312百万円	（注12）	(*1)
横浜農業協同組合	11,538百万円	（注12）	(*1)
レーク伊吹農業協同組合	1,830百万円	（注12）	(*1)
レーク滋賀農業協同組合	11,421百万円	（注12）	(*1)
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883百万円	（注12）	(*1)
わかやま農業協同組合	4,906百万円	（注12）	(*1)

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
（注12）農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。
（注13）資産運用業務を行なっています。
（注14）資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。
(*1) 出資金を記載しています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・使用開始日を記載することがあります。
・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
・次の事項を記載することがあります。
①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
・ファンドの形態等を記載することがあります。
・図案を採用することがあります。
・ファンドの管理番号等を記載することがあります。
・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

(5) 交付目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

● 年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。

● 以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。

・ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
（複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。）

・分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

独立監査人の監査報告書

2024年５月27日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬　友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部　啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年５月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)の2024年5月15日から2024年11月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・リート・インデックスファンド(資産形成型)の2024年11月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山　範之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)の2024年5月15日から2024年11月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・リート・インデックスファンド(毎月決算型)の2024年11月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部　啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田　好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年４月１日から2024年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月１日付で株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

**　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。